

社団法人 日本薬剤師会

『個人情報漏洩保険』のご案内

(個人情報取扱事業者特約付帯 業務過誤賠償責任保険)

申込締切日 平成21年 8 月20日 (郵便局受付日)

保険期間 平成21年 9 月 1 日 午後 4 時から 1 年間

中途加入については、毎月20日締切(保険料が着金すること)で翌月1日から平成22年9月1日までの保険期間となります。

お問い合わせ先

●このパンフレットは概要を説明したものです。詳しい内容については、お問い合わせ先までお問い合わせください。

<本制度の窓口> 社団法人 日本薬剤師会
(総務部 会計・厚生課)
〒160-8389
東京都新宿区四谷三丁目3-1 富士・国保連ビル7階
(電話)03-3353-1190(直通) / (FAX)03-3353-6270

<引受保険会社> 株式会社 損害保険ジャパン
医療・福祉開発部 第一課
〒160-8338
東京都新宿区西新宿1-26-1
(電話)03-3348-7629(直通) / (FAX)03-3348-0594

1. 薬局における個人情報とは？

個人情報保護法は、平成15年5月に公布（一部施行）され、平成17年4月に全面施行されましたが、IT化の促進、それを受けた情報伝達手段の高度化等を背景に、個人情報の取扱いに関する意識が急速に高まっています。

個人情報については、その目的や様態を問わず、個人情報の性格と重要性を十分認識し、適正な取扱いを図る必要がありますが、医療分野は、取り扱う個人情報の性質や利用方法等から特に適正な取扱いの厳格な実施を確保する必要がある分野の1つであるとされています。また、最近では医療機関での個人情報の漏えいがマスコミで取り上げられることもあります。

なぜ薬局における個人情報が注目されるのでしょうか？

～薬局の特殊性～

◆情報の蓄積によりリスクが集積する

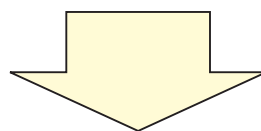
- 厚生労働省のガイドラインには、安全管理措置や従事者の管理についての記載があり、個人情報の管理責任は、薬事法等で定める管理薬剤師が負うものとされている。
- 『薬局、医薬品製造業、医薬品輸入販売業及び医薬品販売業の業務について（昭和55年10月9日厚生省）』や薬剤師法には、調剤録や処方せんを確実に保管することが義務付けられている。

◆情報の秘匿性が極めて大きい

薬局で取扱う個人情報は、過去の病歴や生活習慣などの情報が含まれるため。

薬局には

個人情報が集積していて



漏洩、不当な利用などにより
個人の権利利益が侵害された場合には
他の分野の情報に比べて

**被害者の苦痛が大きく
権利回復の困難さも大きい**

※薬局における個人情報の例

→調剤録・処方せん・薬剤服用歴・レセプト等

薬剤服用歴やレセプトの電子化に向けて
『個人情報漏洩保険』へのご加入をご検討下さい

2. 個人情報が漏洩した場合に求められる対応

●被害者への対応

対応項目	求められる具体的な対応例	必要となる費用
1. 見舞品の購入と送付	被害者1名につき、500円の商品券を送付	見舞品代、郵送代、封筒代 等
2. 謝罪訪問	漏洩のきっかけとなる問い合わせをされた被害者(複数)へ訪問の上、謝罪	人件費、交通費 等
3. 謝罪広告の掲載	新聞(地方版)への広告記事を掲載、又は当該薬局のホームページに謝罪文を掲載	新聞への広告掲載費、ホームページ作成費用等
4. 問い合わせ窓口の設置	業務に支障がないように、個別の問い合わせに対応できる専門スタッフを設置	コールセンターの設置費用、相談窓口常驻する要員の人件費 等
5. 各種対応のためのコンサルティング	地域での信用の低下や風評損害、集団訴訟等の可能性を回避するため、危機管理専門コンサルティング会社と契約	コンサルティング会社への危機管理コンサルティング費用の支払い 等

●訴訟になったら…

6. 損害賠償請求への対応	弁護士への相談とともに、和解金や損害賠償金の支払い	弁護士費用、裁判費用、損害賠償金 等
---------------	---------------------------	--------------------

3. 『個人情報漏洩保険』の特長

【日薬会員専用商品】ならではの商品内容

1

万一、店舗が管理する個人情報が漏洩した場合、被害者への損害賠償だけでなく、お詫び文書の発送など個人情報の漏洩で発生した費用もあわせて補償します。

2

死者の個人情報も補償します。(既に、お亡くなりになられた方の個人情報が漏洩した場合も補償します。)

3

個人情報漏洩の“おそれ”も補償対象となります。

4

廃棄された個人情報の漏洩についても補償します。

5

使用人等の犯罪行為による漏洩も補償します。

6

店舗ごとに、開設者、法人代表者又は管理薬剤師にご加入頂きます。複数店舗を開設している場合は、全店舗が加入することが必要です。

7

保険料には団体割引が適用され割安です。

8

個人情報の管理体制に関する簡単な質問事項に答えていただくだけで加入が可能です。

4. ご加入に当たって

＜1＞ 加入対象者

社団法人日本薬剤師会の正会員(薬剤師の会員)である開設者、法人代表者又は管理薬剤師の方が対象になります。(保険契約者 社団法人日本薬剤師会)

＜2＞ ご加入の単位

店舗単位でのご加入となります。

複数店舗を開設している場合は、各店舗ごとの管理薬剤師に店舗ごとにご加入頂きます。

＜3＞ 補償対象となる個人情報

薬局・店舗販売業等の業務に直接的に関連して、“店舗内”(注①)で取得した個人情報の漏洩を補償

＜補償の対象となる個人情報の具体例＞

- ・調剤に関して取得した個人情報(調剤録・処方せん・薬歴等)
- ・レセプト
- ・OTC薬の販売に関して取得した個人情報(OTC薬の販売記録等)
- ・上記以外の“店舗内”で管理している個人情報(顧客名簿・店舗の店頭で発行したポイントカード等)

補償の対象となる個人情報の例	補償の対象とならない個人情報の例(注②)
<ul style="list-style-type: none">・調剤録・処方せん・薬歴・レセプト・顧客名簿・OTC薬の販売記録・店舗で発行したポイントカード	<ul style="list-style-type: none">・商店街の共通ポイントカード・経営が異なる他の店舗でも使用可能なポイントカード

注①：“店舗内”とは、薬事法で届出を行った領域をいいます。

注②：補償の対象とならない個人情報

→ご加入頂いた“店舗内”の外でも使用が可能なポイントカードの情報は、補償の対象となりません。

具体的には、商店街や地域共通のポイントカード、当該店舗の系列店以外でも使用が可能なポイントカード等の個人情報の漏洩は補償対象となりません。

＜4＞ 複数店舗を開設している場合

＜複数店舗を開設している場合のご加入条件＞

- ・開設している全店舗が本保険に加入すること
- ・開設している店舗数が10店舗以下であること

→一部の店舗のみご加入頂く場合や11店舗以上開設されている場合で、本保険にご加入を希望される場合は、引受保険会社までお問合せ下さい。引受保険会社より保険料や補償内容等をご連絡させていただきます。(7. ご加入方法をご参照下さい)

5. 個人情報漏洩保険の補償内容

第三者への損害賠償に関する補償

偶然な事由により個人情報を漏洩したことまたはそのおそれがあることに起因して、保険期間中に日本国内において損害賠償請求がなされたことにより、日薬会員が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害について保険金をお支払いします。

ブランド価値のき損を防止・縮減するための補償

法律上の賠償責任を負担すべき個人情報の漏洩が生じたことまたはそのおそれにより、日薬会員がブランド価値のき損を縮減する（ブランドプロテクト）ための措置を実施する場合には、保険期間中にその謝罪のための会見、広告又は文書の送付を行うことを要件として、それらの措置に要する費用について保険金をお支払いします。

法律上の損害賠償金	被害者の精神的苦痛に対する慰謝料（漏洩した情報の内容により異なります）や情報の漏洩により生じた第三者の経済的な損失に対する損害賠償金等 ※示談等でもお支払いの対象となります。
弁護士費用等の争訟費用	弁護士着手金、成功報酬 （損保ジャパンの事前の承認が必要です）

ブランドプロテクト費用	謝罪会見・広告・文書費用	謝罪会見の実施、謝罪広告の作成、謝罪文書の作成、本人又は家族への送付等に要した費用
	クレーム対応費用	損害賠償請求、漏洩した個人情報に関する開示請求、利用停止請求等を受理するために要する費用
	見舞品購入費用	個人情報が漏洩された本人に対する見舞品の購入費用（ただし、社会通念上、妥当な費用に限ります）
	コンサルティング費用	個人情報の漏洩の発生により各種の措置を行うために、有益な第三者のコンサルティング、類似の指導を受けるために要した費用

〈てん補限度額および補償内容〉

加入型	補償の種類と期間中てん補限度額（注①）	
	賠償 第三者への損害賠償に関する補償 ○損害賠償保険金 ○争訟費用保険金 （注②）（注④） 自己負担額：1事故1,000円	費用 薬局のブランド価値のき損を防止・縮減するための補償 ○ブランドプロテクト費用保険金 （注③）（注④） 自己負担額：1事故10万円
A型	1,000万円	1事故 50万円
B型	3,000万円	1事故 150万円
C型	5,000万円	1事故 250万円
D型	1億円	1事故 500万円

注①：「損害賠償保険金」「争訟費用保険金」「ブランドプロテクト費用保険金」はすべてを合算して「第三者への損害賠償に関する補償」の保険金額を限度とします。

注②：精神的苦痛に対する損害賠償金については、1件の個人情報につきてん補限度額の5%を限度として保険金をお支払いします。

注③：ブランドプロテクト費用保険金については、縮めてん補割合90%でのお支払いになります。

注④：廃棄された後の情報漏洩については、損害賠償保険金と争訟費用保険金：100%補償、ブランドプロテクト費用保険金：縮めてん補割合90%となります。

（情報の共同利用について）

複数店舗を開設し、個人情報の漏洩がいずれの店舗の業務遂行中に発生したものが不明である場合、各々の店舗のてん補限度額の最も高いてん補限度額を限度に補償（最も高いてん補限度額の加入型のてん補限度額で補償）します。また、複数店舗から同時に個人情報漏洩した場合の最大のてん補限度額は3億円となります。

（保険金額の適用について）

一連の損害賠償請求について、本保険の引受保険会社が保険金を支払うべき補償対象者（＝被保険者）を同一とする他の個人情報取扱事業者賠償責任保険契約がある場合には、補償対象者毎に他の保険契約と合算して10億円を限度といたします。（補償対象者の同一性は、所在地・名称にかかわらず法人格をもって判断します。）

6. ご加入方法

①本パンフレットをご覧ください。

②複数店舗を開業している場合は、管理薬剤師が日薬正会員であるかをご確認下さい。

③全店舗の開業者、法人代表者又は管理薬剤師が日薬正会員である。(日薬非会員の管理薬剤師は存在しない)

④複数開業している場合、店舗数は？

パンフレットの記載内容につきご不明点がある場合にはお問い合わせ先までご連絡下さい。

管理薬剤師が日薬正会員であるかをご確認願います。(複数店舗を開業されている場合は、全店舗の管理薬剤師が日薬正会員であることをご確認ください)

店舗数：1～10店舗

年間売上高（1店舗）：10億円以下

⑤てん補限度額をご確認頂き、加入型をA型～D型の中からご選択下さい。

⑥告知事項をご記入下さい。
(同封の払込取扱票の裏面参照)

⑦同封の払込取扱票で最寄りの郵便局より保険料をお振込み下さい。

店舗数：11店舗以上

年間売上高（1店舗）：10億円超

個別で見積もり

⑧引受保険会社へお問い合わせ下さい。引受保険会社より“ご質問シート兼告知書”をお送りいたしますのでFAXにてご回答下さい。
(後日、保険料をご連絡します)

- ①店舗数：10店舗以下
- ②年間売上高（1店舗）：10億円以下
- ③すべての管理薬剤師が日薬会員

上記①と②と③に該当する場合は、払込取扱票の告知書をご記入頂きA型～D型の年間保険料をお振込頂くだけで手続きが完了します。

7. 個人情報漏えい保険Q & A

Q 1. 薬局における個人情報とはどのようなものがありますか？

A 1. 代表的な個人情報の例は以下のとおりです。

調剤録、処方せん、薬剤服用歴・レセプト・OTC薬の販売記録・アレルギーの有無や既往症などの情報・顧客台帳（住所・氏名・電話番号他）

パソコン上のデータに限らず、紙で管理される個人情報も対象となります。

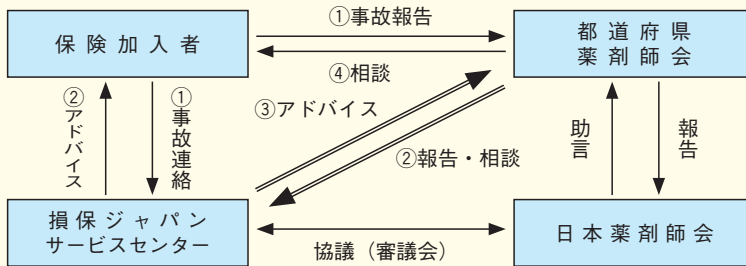
お薬手帳を誤って別の患者に渡してしまった場合も対象となります。

Q 2. 個人情報漏えい事故はどのようなケースで発生しているのでしょうか？

A 2. 医療機関における個人情報漏えい事故はパソコンの盗難や紛失などが代表的なケースとなります。データを保存する記録媒体（USBメモリーやCD-ROMなど）を紛失するケースも発生しております。

Q 3. 個人情報漏えい事故が発生した場合どうしたらよろしいでしょうか？

A 3. 事故発生時のご対応については次のフローになります。



(1) 事故の連絡

第一報は事故発生後、できるだけ早く損保ジャパンサービスセンターおよび所属の都道府県薬剤師会へご連絡ください。

事故発生時の最初の対応は不明な点や不安な点が多くあると思います。ご相談を受けた損保ジャパンサービスセンターでは専門担当者につなぎ事故発生時の対応や円満解決にむけたアドバイスなどをわかりやすくお伝えいたします。ご相談いただく連絡先は新たに送付される被保険者カードに記載されておりますので、ご確認ください。合わせて都道府県薬剤師会への事故報告もお願いします。

(2) 被害者への対応

最初の対応が一番重要となります。被害者への対応は以下のようなことが想定されます。

- ①見舞品の購入と送付
- ②謝罪訪問
- ③謝罪広告の掲載
- ④個人情報漏えいに関するお問い合わせ窓口の開設
- ⑤各種対応のためのコンサルティング
- ⑥訴訟の場合、損害賠償請求への対応

どのように進めていくべきか、随時損保ジャパンサービスセンター及び所属の都道府県薬剤師会と連絡を取りながらご対応ください。(本保険では、保険会社が示談を行うことができません。)

あらかじめ保険会社の承認を得ないで損害賠償を認めたり、賠償金をお支払いになった場合は、その一部または全部について保険金をお支払いできない場合がありますのでご注意ください。

8. 年間保険料

本保険の年間保険料は、各店舗の前会計年度の年間売上高と加入型（てん補限度額）で下表のとおりとなります。複数店舗を開設している場合、各店舗ごとの年間売上高で1店舗ごとにご加入頂きます。

加入型	てん補限度額	年間売上高（1店舗・前会計年度）							
		～1億円	～1.5億円	～2億円	～2.5億円	～3億円	～3.5億円	～4億円	～4.5億円
A型	賠償：1,000万円 費用：50万円	13,440					14,880	16,320	
B型	賠償：3,000万円 費用：150万円	21,120		25,920	29,280	32,640	36,000	39,360	
C型	賠償：5,000万円 費用：250万円	26,400	33,120	40,800	46,080	51,360	56,160	61,440	
D型	賠償：1億円 費用：500万円	31,680	38,880	54,240	66,240	74,880	83,520	91,680	100,320

注①：1店舗で年間売上高が10億円を超える場合は、引受保険会社までFAX（03-3348-0594）下さい。

注②：本保険の加入者数が1,000名未満となりますと、上記の年間保険料が変更となりますので、あらかじめご了承ください。

9. 保険金をお支払いしない主な場合

1. 直接であると間接であるとを問わず次に掲げる事由に起因する損害については保険金をお支払いしません。
 - (1) 被保険者の故意または他人に損害を与えることを予見しながら行った行為
 - (2) 被保険者が法令に違反することを認識しながら行った行為
 - (3) 被保険者の犯罪行為
 - (4) 遡及日（＝初めて本保険にご加入頂いた加入日）より前に生じた個人情報の漏洩
 - (5) 被保険者が本人に通知し、又は公表する個人情報の利用の目的（以下「利用目的」といいます。）の達成に必要な範囲を超えた個人情報の取扱い
 - (6) 偽りその他不正な手段により取得した個人情報の取扱い
 - (7) サーバに記録された個人情報データベース等に有効なアクセス制限が設けられていないこと
 - (8) 被保険者の個人情報の取扱いが法令に違反し、主務大臣等によりその違反を是正するために必要な措置をとるべき旨の勧告、命令等がなされた場合において、当該命令、勧告等がなされてから被保険者が必要かつ適正な措置を完了するまでの間に新たに発生した当該違反に起因する個人情報の漏洩またはそのおそれ
 - (9) 政治的、社会的、宗教的もしくは思想的な主義・主張を有する団体・個人又はこれと連帯するものが、その主義・主張に関して行う暴力的行為もしくは破壊行為またはこれらの行為が発生するおそれ など
2. 次に掲げる損害賠償請求に起因する損害については保険金をお支払いしません。
 - (1) 個人情報の利用目的の変更が、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められないことによりなされた損害賠償請求
 - (2) 被保険者が本人に対して個人情報の利用目的又はその変更を通知しない、又は公表しないことによりなされた損害賠償請求
 - (3) 被保険者が第三者へ個人データを提供し、もしくはその取扱いの全部または一部を委託し、又は第三者と個人データを共同して利用したことが、個人情報の漏洩に該当するとしてなされた損害賠償請求
 - (4) 被保険者が第三者から個人データを提供され、もしくはその取扱いの全部または一部を委託されたことが、個人情報の漏洩に該当するとしてなされた損害賠償請求 など
3. 被保険者が次に掲げる賠償責任を負担することによって被る損害については保険金をお支払いしません。
 - (1) 個人データが正確でない、又は最新の情報でないことにより加重された賠償責任
 - (2) 被保険者が本人の求めに応じてその本人が識別される個人データの第三者への提供を停止しない、もしくは保有個人データの開示、訂正、追加、削除、利用の停止もしくは削除を行わない、又はそれらの措置が遅れたことにより加重された賠償責任 など

※被保険者とは、本保険に加入した社団法人 日本薬剤師会の会員である開設者、法人代表者又は管理薬剤師のことをいいます。

保険料単位：円・保険期間：1年間・団体割引：20%適用（注②）

年間売上高（1店舗・前会計年度）											
～5億円	～5.5億円	～6億円	～6.5億円	～7億円	～7.5億円	～8億円	～8.5億円	～9億円	～9.5億円	～10億円	10億円超
17,760	18,720	19,680	20,640	21,120	22,080	22,560	23,520	24,480	24,960	25,920	個別でお見積もり （注①）
42,720	45,600	47,520	48,960	50,880	52,800	54,720	56,640	58,560	60,480	62,400	
66,720	71,040	73,920	76,800	79,680	82,560	85,920	88,800	91,680	94,560	97,440	
108,960	115,680	120,480	125,280	130,080	134,880	139,680	144,480	149,280	154,080	158,880	

〈中途加入の場合〉

中途加入については、毎月20日締切（郵便局受付日）で翌月1日が中途加入日となります。保険期間は、中途加入日から平成22年9月1日までの短期契約となります。

中途加入日	10月1日	11月1日	12月1日	1月1日	2月1日	3月1日
中途加入の保険料	年間 $\frac{11}{12}$ 保険料の	年間 $\frac{10}{12}$ 保険料の	年間 $\frac{9}{12}$ 保険料の	年間 $\frac{8}{12}$ 保険料の	年間 $\frac{7}{12}$ 保険料の	年間 $\frac{6}{12}$ 保険料の

中途加入日	4月1日	5月1日	6月1日	7月1日	8月1日
中途加入の保険料	年間 $\frac{5}{12}$ 保険料の	年間 $\frac{4}{12}$ 保険料の	年間 $\frac{3}{12}$ 保険料の	年間 $\frac{2}{12}$ 保険料の	年間 $\frac{1}{12}$ 保険料の

〈中途加入の保険料例〉

平成21年10月1日に“**A型**”（売上高：1億円の店舗）に中途加入の場合： $13,440円 \times \frac{11}{12} = 12,320円$
 （円単位に端数が生じた場合、1円単位を四捨五入して10円単位にして下さい）

10. ご加入に当たってのご注意事項

ご加入の際にご注意いただくこと

- ご加入の際には、払込取扱票の打出し内容をご記載内容に間違いがないか十分にご確認下さい。
- 払込取扱票に必要な事項が記載されていなかったり、記載内容が事実と相違している場合には、ご契約が解除されるか、又は保険金がお支払いできないことがあります。
- 払込取扱票の“加入コース”と“告知事項”は必ずご記

入願います。“告知事項”はありのままをご記入ください。“告知事項”の内容が正しくないとご契約の全部または一部が解除になり保険金がお受け取りいただけない場合があります。
 ※口頭でお話しされただけでは告知いただいたことになりません。

その他ご注意いただくこと

- ご加入の後に以下の変更が生じる場合には、ただちにお問い合わせ先にご通知下さい。ご通知がない場合には、変更後に生じた事故については保険金をお支払いできないことがあります。
 - (1) 住所を変更される場合
 - (2) 保険金額等ご加入型を変更される場合
 - (3) この保険契約と補償の範囲が重なる他の保険契約を締結される場合
 - (4) 管理薬剤師が変更となった場合
 - この保険はクーリングオフ制度の対象ではありません。
 - 被保険者証は、加入後約2か月で引受保険会社から郵送します。保険契約満了まで大切に保管して下さい。また、3か月を経過しても届かない場合は、お問合せ先までご連絡下さい。
 - 引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合には、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- 個人情報漏洩保険については、ご契約者が個人、小規模法人（経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。）である場合に限り、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。
- 補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合には、保険金・返れい金等の8割（ただし、

破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額）までが補償されます。

なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、当該被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。

損害保険契約者保護機構の詳細につきましては損害保険ジャパンまでお問い合わせください。

- 保険期間の中途にて本保険をご解約される場合、返金に要する費用をさし引いてご返金します。
- 個人情報の取扱い
 団体契約の契約者である社団法人日本薬剤師会は、本契約に関する日薬会員の個人情報を、引受保険会社に提供します。

引受保険会社は、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等当社の取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、業務委託先、再保険会社、等に提供を行います。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）については、保険業法施行規則により限定された目的以外の目的に利用しません。詳細につきましては、引受保険会社のホームページ（<http://www.sompo-japan.co.jp>）に掲載の個人情報保護宣言をご覧ください。お問い合わせ先までお問い合わせ願います。

申込人（加入者）および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意の上ご加入下さい。

万一事故にあわれたら

- 事故が発生した場合は、ただちに、所属の都道府県薬剤師会まで必ずご連絡下さい。
- 賠償責任を負う事故が発生した場合には必ず引受保険会社とご相談頂きながら被保険者ご自身で被害者との示談交渉をすすめて頂くことになります。（示談代行を行うサービスはございません）

- 法律上の損害賠償責任が生じないにも関わらず、被害者に支払われた見舞金等は、お支払いの対象となりません。
- 事前に引受保険会社の承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金・その他費用をお支払いになった場合には、その一部または全部について保険金をお支払いできないことがありますのでご注意下さい。

※個人情報取扱事業者保険は、業務過誤賠償責任保険普通保険約款に、個人情報取扱事業者特約、日本薬剤師会追加特約（個人情報取扱事業者用）等を付帯した保険です。